

住民基本台帳(一部)の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり閲覧状況を公表します。

個人または法人の申出による住民基本台帳の閲覧状況一覧表 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	閲覧日	閲覧した機関などの名称		閲覧目的の概要	閲覧に係る住民の範囲(条件・地域)	
		実施機関	調査委託機関		地区	年齢など
1	5/17, 5/23	国土交通省霞ヶ浦 河川事務所 湖 沼環境課	(株)建設技術研究所 東京本社 河川部	「霞ヶ浦整備事業の評価 アンケート」の対象者抽出 のため	潮来市全域	20歳以上男女
2	12/	日本たばこ産業株 式会社 たばこ事 業部	(株)ビデオリサーチ	「全国たばこ喫煙者数率 調査」の対象者抽出のた め	潮来市全域	T12.5.1～H5.4.30 生まれの男女
3	12/	総務省情報通信国 際戦略局	(株)サーベイリサー チセンター	「通信利用動向調査」の対 象者抽出のため	潮来市全域	H24.4.1現在20歳 以上の世帯